

新型コロナウイルス感染対策として 立ち会い分娩制限のお知らせ

現在世界中で新型コロナウイルスが猛威をふるっています。

3月11日はWHOより「パンデミック（世界的感染爆発）宣言」が出され、4月7日には日本政府から「緊急事態宣言」が出されました。沖縄県でも「感染の流行がみられる」と判断されています。

それに対し、医療の現場では様々な情報のアップデートが行われています。産婦人科の領域においても、4月7日付けで日本産科婦人科学会・日本産婦人科医会・日本産婦人科感染症学会の3学会から共同で「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）への対応（第三版）」が出されました。

この内容は9つの大きな要点にまとめられますが、特に皆さまにお伝えしたいのは以下の3つです。

1. 37.5 度以上の発熱が 4 日（妊婦を含むハイリスク患者では 2 日）以上続く 場合は帰国者・接触者相談センター（新型コロナ受診相談窓口）に連絡の上、対応医療機関への受診を指示してください。
2. 感染者や疑い患者がおられなくても、施設内の清掃消毒、食事の個別提供（ビュッフェ形式は不可）、面会の制限など感染予防をお願いします。
3. 妊婦さんご本人と医療スタッフの感染リスクを避けるため、帰省分娩と分娩付き添いは推奨しません。

1)についてはすでに宮古島地域では行われている対応なので特に変更はありません。

2)については、当院では患者様の待合室の座席を広げるなどの「距離を保つ対策」や院内清掃の対応を行

なっていました。新型コロナウイルスが沖縄県で流行しているため、今後さらに「遠隔診療」や、直接来院されている患者様の問診をビデオ会議システムで行うなどの「院内遠隔診療」などの対策を取っていきます。

3)について、これから大きく変わるところになります。「里帰り分娩」は育児支援のある母親の実家などで分娩を行う日本で昔から行われている良い風習です。また分娩付き添い（立ち合い分娩）も、これから共に育児を行うパートナーと、一緒に分娩を行うための大事な共同作業です。

しかし新型コロナウイルス が流行している現在では大きく状況が変わってきます。

特定の状況下ではとても感染力の強いウイルスであるため、どんなに注意してもウイルスに罹患してしまう可能性があります。患者様、患者様のパートナーやそのお子様、そしてこれは医療者であっても同じです。

私たちが毎朝病院で症状の有無と検温を行うなどの処置をとっていますが、それでも感染を100%防げるものではありません。

免疫力の弱い妊婦様のことを考えると、また0歳児といえども新型コロナウイルス に感染してしまう状況を考えると、そして最後に宮古島の少ない医療資源のことを考えると、ある程度の制限は必要になってくると思います。

沖縄本島では流行（経路の追えない発症者）が見られること、宮古島と直行便で結ばれている大都市ですらに緊急事態宣言が出されていること、しかし宮古島ではまだ流行が見られないことを条件を考慮し、当院では以下のように判断をさせていただきます。

- ① 過去2週間以内に島外へ出られたパートナーの立ち合い分娩の制限
- ② 過去1週間以内に発熱や咳などの症状があったパートナー（新型コロナウイルスと診断されていない場合）の立ち合い制限

① は新型コロナウイルス の潜伏期間が最長 2 週間とされているためです。

② については、現在風邪症状を発症した場合は、発熱した日を「0 日」とし「7 日目」までの隔離が必要だからです。

大切な子供の誕生に立ち会えないことは、パートナーの方にとっても大変なストレスであると考えます。そのため当院では患者様のスマートフォンを利用した「facetime」「zoom」「skype」などの利用によるパートナーの分娩への参加や、「insta360」などの 360 度カメラによる分娩の動画の提供（少額ですが有料になる可能性があります）などを考えています。

皆様のご理解をいただけたら幸いです。

よろしく申し上げます。

また、この対応は現時点での対応です。

宮古島内で流行を認めた場合などは変更する可能性があります。

2020 年 4 月 8 日

奥平産婦人科医院 院長

奥平忠寛